

定 款

一般社団法人 Japan Music Culture Academy

令和 6 年 9 月 18 日作成

一般社団法人 Japan Music Culture Academy

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Japan Music Culture Academy と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本のポピュラー・ミュージックに関わる多岐にわたる資料の収集及び保存を行い、アーカイブを構築することにより、未来の音楽文化の礎となる貴重な文化資源の継承を目指す。また、これらの資料の活用促進と調査研究を推進し、産学官連携を基盤とした取り組みを行うとともに、広く国内外への情報発信を行うことで、日本の音楽文化および産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ポピュラー・ミュージックに関連する資料の収集・保存及びデジタルアーカイブの構築
- (2) 音楽作品の制作・出版及び関連する事業に従事した関係者のオーラルヒストリーの収集並びにアーカイブ化
- (3) 音楽文化に関する調査・研究及び教育プログラムの開発

- (4) アーカイブの利活用を推進する展示及びイベント等の実施並びに情報サイトの運営
- (5) 音楽作品及び音楽文化に関する情報の国際的発信並びに国際文化交流の拠点構築
- (6) アーカイブの維持運営を可能とする社会的支援の獲得を目的とした各種活動
- (7) アーカイブの利活用に関するコンサルタント事業
- (8) 上記各号に関連または付随する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社した場合
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になった場合
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散した場合
- (4) 会費の納入期限から2年を経過しても全ての会費の納入がない場合
- (5) 除名された場合
- (6) 対象の社員以外の総社員の同意があった場合

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、
毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第22条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任免除)

第 27 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(非業務執行理事等に対する責任の限度)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 34 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 解 散

(解散の事由)

第 35 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 存続期間の満了
- (3) 法人の合併
- (4) 社員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続開始決定
- (6) 解散を命ずる裁判

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで
に代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する
場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入
を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の
書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類について
は、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に
定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時
社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	近藤正司
設立時理事	千村良二
設立時理事	中道秀夫
設立時理事	遠藤幸一

設立時理事 三浦文夫

設立時監事 中井秀範

(設立時代表理事)

第 43 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 近藤正司

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 44 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 2 6 番 3 号

一般社団法人日本音楽事業者協会

東京都渋谷区神宮前五丁目 4 8 番 1 号

一般社団法人日本音楽制作者連盟

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。